

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年4月27日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
 同 大 西 均
 同 香 川 芳 文
 同 高 城 宗 幸

1 監査対象年度 平成28年度

2 措置の状況

(1) 監査対象団体に係るもの

団 体 名	監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
学校法人倉田学園	指導注意事項	普通預金の一部について、貸借対照表に計上されていないものがあつた。	貸借対照表に計上されていなかった普通預金の一部については、平成29年度決算において過年度修正により対応する。今後は、年度末の預金の残高証明書と貸借対照表に記載する金額の突合を行い、誤りがないよう計上する。
	検討指示事項	資金運用を目的とする金融資産の計上について、適切な勘定科目を検討する必要がある。また、リスクのある資金運用について、資金運用規程等を定めることを検討する必要がある。	資金運用を目的とする金融資産の計上について、公認会計士と勘定科目の検討を行った結果、現状のままとする。 また、資金運用については、有価証券運用規程を平成30年5月までに作成する。
公益財団法人香川県国際交流協会	指導注意事項	釣銭受払簿について、現金との不一致及び記載漏れが確認された。釣銭の取扱いに関する規定を整備し、これに基づいた適正な管理を行う必要がある。	釣銭用現金取扱要領を定め、平成29年12月1日から施行した。現金と釣銭用現金保管簿の突合を毎日行うこととし、万一、過誤があつた場合においても当日中に判明する体制を整備した。
公益財団法人かがわ水と緑の財団	指導注意事項	50万円を超える修繕について、事前に事業者から見積書を徴収することが可能であるものは、会計規程に従い3人以上の者から見積書を徴収する必要がある。（香川用水記念公園）	会計規程に従い、管理業務委託関連の修繕においても、3者以上の者から見積書を徴収することとした。
		財務関係事務の決裁について、組織規程において専務理事専決	監査後直ちに、財務関係事務の決裁について、組織規程に定める

		事項としているにもかかわらず、課長決裁としているものがあった。(香川用水記念公園)	決裁区分により事務を行うよう職員に周知徹底した。
	検討指示事項	会計規程に固定資産の価格の基準がないことから、規程の見直しを検討する必要がある。(香川県公測森林公園)	平成30年3月23日の理事会において、固定資産の取得価格を20万円以上とする会計規程の一部改正を行った。改正以降に取得した固定資産は、台帳により適正に管理を行う。
公益財団法人かがわ健康福祉機構	指導注意事項	県からの委託料の変更に伴う減額について、収益の減少とすべきところ、費用の増加として処理されていた。	平成29年度決算から委託料の変更に伴う減額については、収益の減少として処理する。
		財務規程において、契約金額が50万円を超えるときは契約書の作成を省略できないにもかかわらず、作成していないものがあった。	今後は、財務規程に従い、契約金額が50万円を超える契約を締結するときは、全て契約書を作成する。
		財務計算に関する書類に計上されていない収入及び支出があった。	平成30年度から財務計算に関する書類に、全ての収入及び支出を計上する。
公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団	指導注意事項	報酬に係る所得税の源泉徴収がされていないものがあった。	速やかに支払の相手方から徴収漏れとなっていた所得税相当額を返還させるとともに、税務署に納付した。 今後は、源泉徴収漏れがないよう事務処理を徹底する。
公益財団法人香川県身体障害者団体連合会	指導注意事項	財務規程において金額が30万円を超える支出は、会長の決裁が必要であるにもかかわらず、事務局長決裁となっているものがあった。	決裁漏れが生じないように、複数人によるチェックを行うなど決裁段階でその都度確認することとした。
		現金の受払いがあったにもかかわらず、財務規程で備えるものとされている現金出納簿が作成されていなかった。	平成29年11月1日から、現金出納簿を作成し、その都度記載することとした。
公益財団法人香川のちのリレー財団	指導注意事項	職員による立替払が恒常的に行われているが、立替払は真にやむを得ない場合に限る必要がある。	職員による立替払のうち、郵便料金については、平成29年10月13日付けで日本郵便株式会社と料金後納の取扱契約を結び、同月25日

		また、職員が立替払をした領収書の宛名が職員名となっているものがあった。	から料金後納の取扱いに変更するとともに、その他の経費については、今後は、立替払を行わず、原則直接払いとし、特例として資金前渡による支払とするよう、職員に周知徹底した。 また、領収書の宛名については、今後は、誤りのないよう職員に周知徹底した。
公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター	指導注意事項	立替払は真にやむを得ない場合に限る必要がある。また、その場合においても、立替払に係る取扱いをあらかじめ定めておく必要がある。	今後は、通常の手続により支払うこととし、立替払は行わないよう、職員に周知徹底した。
香川県中小企業団体中央会	指導注意事項	備品台帳は作成されていたが、備品の範囲が明確にされておらず、現物確認もできていなかった。	平成30年2月1日付けで、会計処理規程を改定し、香川県会計規則に準じて備品の範囲を規定するとともに、全備品の現物確認を実施し、備品の現物と台帳の内容に齟齬がないことを確認した。
公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター	指導注意事項	長期貸付金について、貸借対照表の資産の部に計上すべきところ、誤って正味財産増減計算書の経常費用に計上していた。	正味財産増減計算書の経常費用に計上した長期貸付金を削除し、貸借対照表のその他の固定資産に計上することを、平成30年3月9日の理事会において承認を得て訂正した。

(2) 県交流推進部に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
琴参バス株式会社	指摘事項	定期観光バス運行事業補助金について、補助対象事業費に補助対象外経費が含まれているなど、補助金申請書及び実績報告書の審査が十分に行われていなかった。改めて詳細な審査を行い、補助金返還も含め適正に対応する必要がある。	再度、実績報告書等を詳細に確認し、補助対象経費の明確化等を行った。今後は、補助対象事業者の詳細な報告を求め、厳正に精査を行い、適正に処理することとした。
		上記補助金の交付決定通知の発行が著しく遅延しており、これにより平成28年度の定期監査を受けていない。また、財政的	今後は、交付申請書を受領後、速やかに審査を行い交付決定等を通知するよう職員へ周知徹底した。また、財政的援助団体等監査の事

	援助団体等監査の事前照会に対し、補助対象団体が監査対象に該当するにもかかわらず、調書が提出されなかった。	前照会については、今後はこのようなことがないよう、職員へ周知徹底した。
--	--	-------------------------------------